

① 切手・印紙・レターパック等の販売と ② ゆうパックの取扱いを当事務所で行っていますが ①については1週間程前にご連絡頂ければ、お届けする事も可能です。ご利用下さい。



「やはり事実だったのか」と4/21夕方のNHKニュースを、怒りで涙をこらえながら聞きました。翌朝、朝日・毎日・合同等の新聞各紙でも報じられましたが要約すると「中津の清源善二郎元弁護士(69)から性被害を受けた女性勤務弁護士(32)が5年前に自殺した事件で両親が約1億7千万円の損害賠償を求め3年前に提訴…大分地裁の判決は清源元弁護士と弁護士法人に約1億3千万円の賠償を命じた…女

性の遺書や友人の証言もあり、両親は『娘は肉体的精神的に追詰められた』と訴え…被告側は『2人は恋愛関係だった。自殺したのは仕事の遅れが発覚するのを恐れたため』等と反論。地裁の判決は『被告側の主張

32才女性弁護士自殺1億超の賠償! 清源弁護士に地裁判決

を認める余地はない』

と全面否定…。清源

善二郎氏は弁護士会

の会長や大分県PTA連合会の会長も務めた人物ですが、事件発覚直後に弁護士会からの直接の処分を免れるため、自らの弁護士登録を取消し

現在は居所不明。同類の弁護士は他にもいるのでは…?



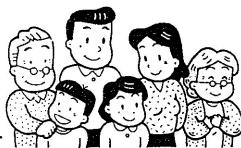
Ⓐ「委任者の押印がない委任状も可能とする(今年5月8日~)」Ⓑ「建設業許可申請時に営業所の要件を確認するため、6月1日申請分から営業所の写真を求める(更新や業種追加・住居表示の変更で従前の営業所に変更がない時を除く)」Ⓒ「6月1日申請分より個人事業主が行う許可申請(新規・更新等すべて)時に求めている印鑑証明書は提出不要とする」といった通知が大分県土木建築部より書士会経由で届きました。Ⓐは経審についても同じです。内容は大した

営業所変更許可票ない写真必要

改正ではなく国(デジタル庁)の押印廃止に沿ったものですが、注意点が一つあります。Ⓑの営業所の写真です。(1)外観(看板や案内板が確認できるもの) (2)入口(表札等の確認要) (3)内部(電話、

机等の機器備品確認要)そして(4)許可票(3か月以内の撮影)

となっています。許可票の不掲示は10万円以下の過料(罰金)が法定されており、掲示していない写真をそのまま県に提出してしまうと建設業法違反の証拠に(?)



当事務所では毎週金曜日の朝9~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。

また業務時間は平日の9時から17時半までですが、お昼の1時間は職員の休憩のため事務所の玄関は施錠します。この時間にご来所される予定の方は、事前にご連絡下さい。